明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（総務三七）　一
〔告　示〕
○農薬を登録した件（農林水産七七三～七七五）　二
○農薬を再登録した件（同七七六）　六
○農薬の登録が失効した件（同七七七）　六
〔人事異動〕
法務省　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、公立学校共済組合定款の一部変更、企業年金基金設立関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　三九
会社その他
会社決算公告　四〇

省令

○総務省令第三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十四日

総務大臣　山本　早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表（第8条関係）

改正前				改正後			
補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称	財産の名称等の分類	処分制限期間（年）	補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称	財産の名称等の分類	処分制限期間（年）
医療研究開発推進事業費補助金［新設］	［同上］	［同上］	［同上］	医療研究開発推進事業費補助金	［略］	［略］	［略］
先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	情報通信技術研究開発推進事業費補助金	［略］	［略］	［略］
				先進的情報通信技術実用化支援事業費補助金［略］	［略］	［略］	［略］